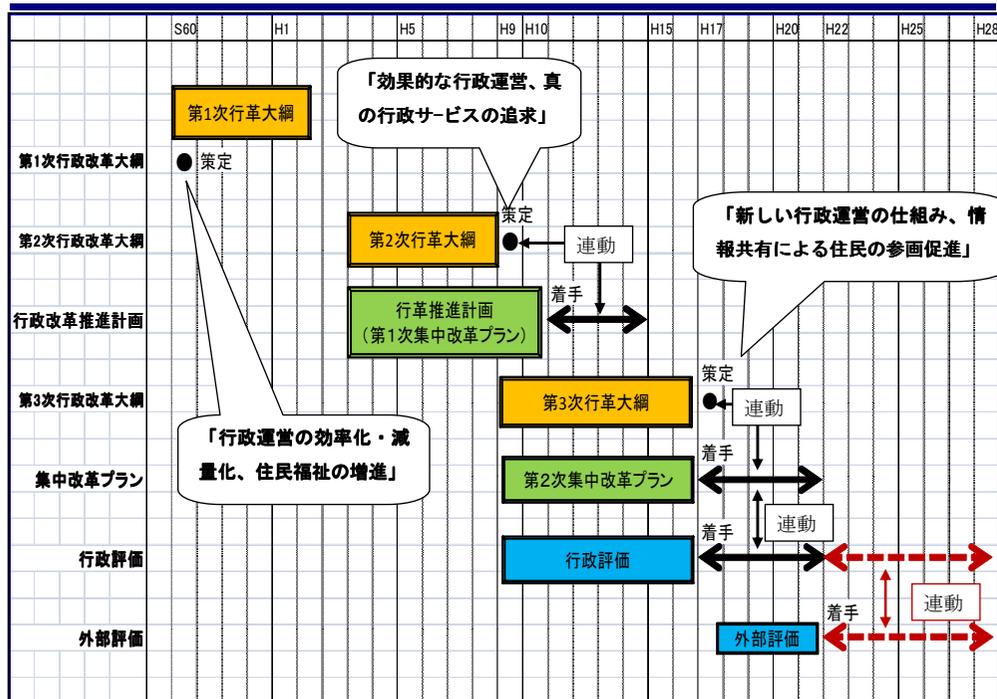


# 長久手市行政改革指針の策定概要について

## 1. これまでの行政改革の取組について



※H18. 8. 31 付け総務事務次官通知から「集中改革プラン」公表の義務づけがなくなったことから、大綱を策定せず、第5次総計の基本計画を方針として行政評価を実施。

## 2. 過去の行政改革の振り返りについて

- ◆ 第2次集中改革プランは、**財政削減効果があった**。83,730,364円
- ◆ 第3次行革大綱は、第5次総計と**整合性が取れていない**。
- ◆ 現総計が見直しの時期で、**指針としての一致性がない**。
- ※ 第2次新しいまちづくり行程表が事実上、行政運営の指針
- ◆ 行政評価は、**政策体系との位置付けが不明確**でPDCAサイクルが機能していない。

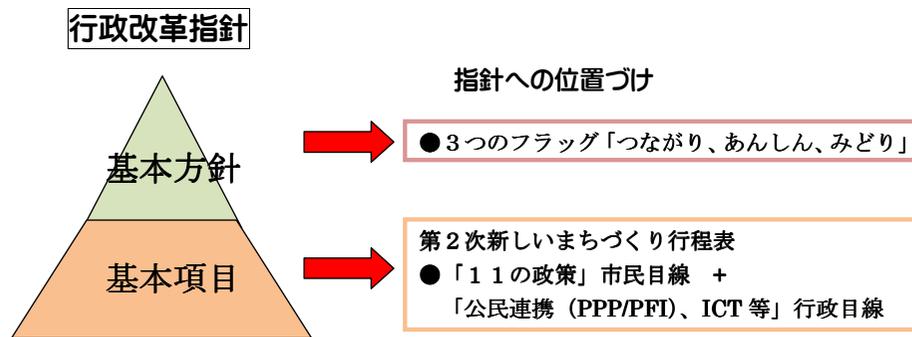
## 3. 課題への対応策について

- ◆ 新総計策定までは、**第2次新しいまちづくり行程表に基づき、基本方針及び基本項目の序列を明確に位置付けて**指針を策定し、行政改革を行う。

## 4. 指針が目指す「将来像」と「基本方針」について

第2次新しいまちづくり行程表に基づいて構成する。

- (1) 「将来像」について  
**“一人ひとりに役割と居場所があるまち ~幸せが実感できるまち~”**  
 (具体的な将来像とは?)  
 ⇒ 超高齢・人口減少社会になっても、一人ひとりに役割と居場所があり、幸せが実感できるまちであること。  
 行政の仕事を市民に移し、「今日、行くところがある。今日、用事がある。」状況をつくり出すこと。
- (2) 「基本方針」について  
**“3つのフラッグ「つながり」「あんしん」「みどり」”**



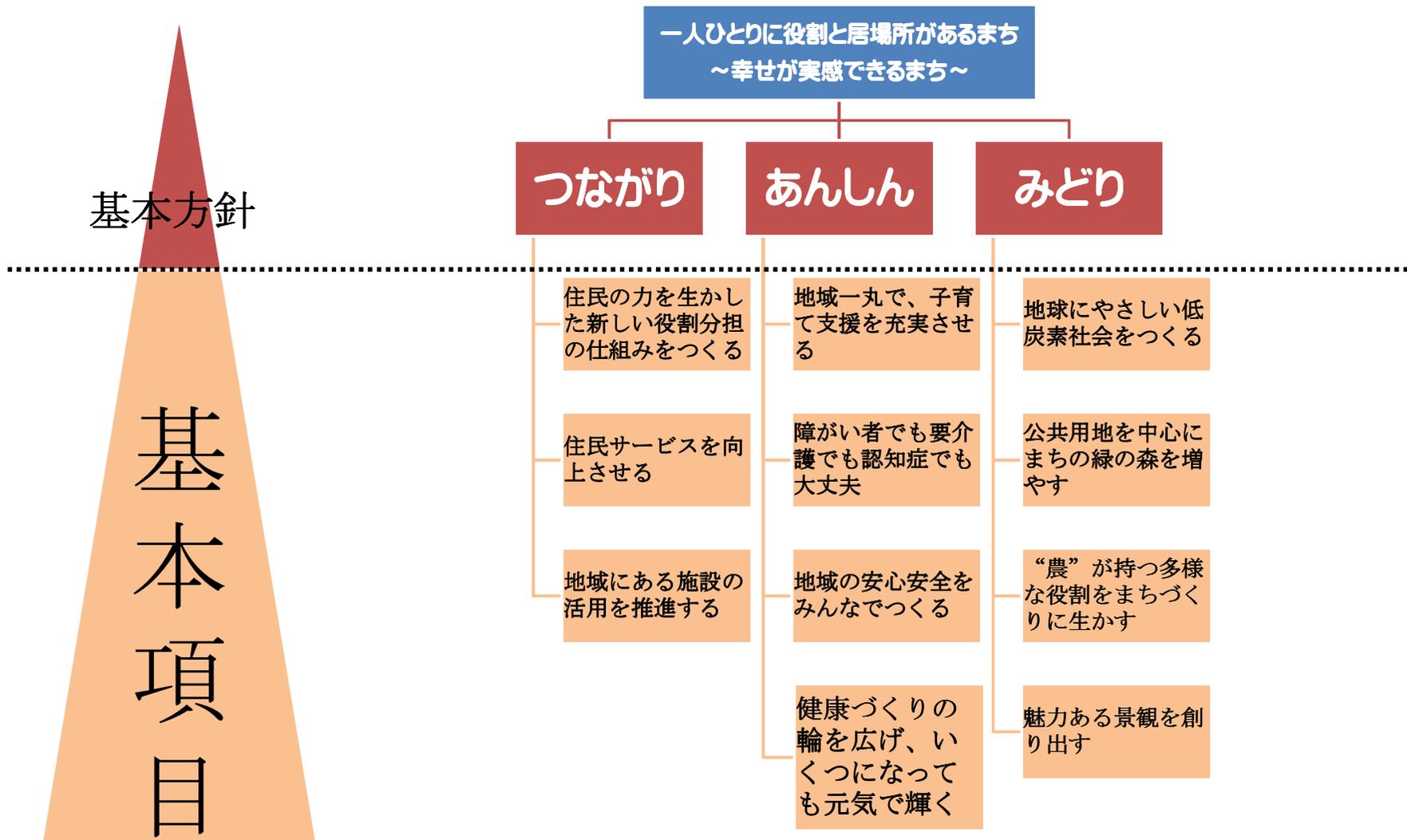
- (3) 策定スケジュール  
別紙<資料2-2>のとおり

## 5. 行政改革指針の推進について

- (1) 計画期間について  
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
- (2) 推進体制について  
 ア 行政改革推進本部 (幹部職員で構成する意思決定機関)  
 イ 行政改革推進部会 (指針推進の方策を調査研究するための部会)
- (3) 諮問機関について  
市行政改革推進委員会 (外部有識者等で構成する諮問機関)
- (4) 関係課の連携について  
 経営企画課 (総合計画)  
 行政課 (行政評価)  
 財政課 (予算)

**強固な連携体制が不可欠**

【行政改革指針の取組構成図】



- 【行政目線】
- 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進
  - 自治体情報システムのクラウド化の拡大
  - 公営企業・第三セクター等の経営健全化
  - 財政マネジメントの強化
  - PPP/PFIの拡大